

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第214号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
(施設の名称及び位置)		(病院の名称及び位置)	
第2条 <u>病院事業を行う施設の名称及び位置</u> は、別表第1のとおりとする。		第2条 <u>病院の名称及び位置</u> は、別表第1のとおりとする。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】		【略】	
南相馬市立小高病院	【略】	南相馬市立小高病院	【略】
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区小高字金谷前84番地		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	診療科目	名称	診療科目
【略】		【略】	
南相馬市立小高病院	【略】	南相馬市立小高病院	【略】
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科		

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。